

ストーカー被害の相談は、まず警察へ ～あなたを守ることを最優先に考えます～

つきまといは、暴行や強制わいせつなどの重大犯罪にエスカレートするおそれがあります。ストーカー被害に関する悩みごとは、あなたの住まいを管轄する警察署または警察本部に連絡してください。

被害状況を明らかにするためのポイント

●被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー、目撃者などの細かい記録



●相手の具体的な言葉や動作などの記録

- つきまといなどの各行為において利用された電話の会話内容のメモや、ファクシミリ・電子メール・手紙などの保管
- 留守番電話や会話の録音、写真による記録

あなたを
サポートします

被害者への直接支援がスタート

(社)被害者支援都民センター ☎03-5419-3336

10~16時まで、木曜日は19時まで
(土・日・祝日、年末年始を除く)

相談無料

全国被害者支援ネットワーク

*団体によって受付日時は異なります。

北海道被害者相談室	☎011-232-8740
オホーツク被害者相談室	☎0157-25-1137
犯罪被害者支援センターみやぎ	☎022-221-7830
(社)被害者支援都民センター	☎03-5419-3336
水戸被害者援助センター	☎029-232-2736
農野犯罪被害者支援センター	☎026-223-7830
静岡犯罪被害者支援センター	☎054-272-5050
砺波被害者支援相談室(ごころの窓)	☎0763-33-7730
石川被害者相談室	☎076-234-7830
(社)被害者サポートセンターあいち	☎052-523-7830
おうみ犯罪被害者支援センター	☎077-514-1650
(社)京都犯罪被害者支援センター	☎075-461-7830
大阪被害者相談室	☎06-6671-6365
紀の国被害者支援センター	☎0734-27-1000
広島犯罪被害者・心の支援センター	☎082-240-7830
福岡犯罪被害者支援センター	☎092-738-1550

(平成12年7月現在で、16団体あります)

国勢調査にぜひ協力をお願いします

10月1日、国勢調査が全国
いつせいに行われます。

国勢調査では、住民票など
の届出に関係なく、平成12年

10月1日(日)午前0時現在、月

湯村にふだん住んでいる人
(又はふだん住んでいる人
なされる人)すべてを、その
人がふだん住んでいる場所
で、世帯ごとに調査します。

調査員が伺いますので
よろしくお願ひします

調査員が、9月23日から10
月1日までの間に国勢調査用
調査票を各世帯に配付します

月未満の場合は自宅で、3
カ月以上の場合は、その旅
行先等で調査します。

○ふだん住んでいるとみなさ
れる人

・仕事などの関係でたびたび
住居を移す人や定まった住
居のない人など、10月1日
の前後を通じて3カ月以上
にわたって住んでいる所も
住むことになっている所も
ない人：10月1日現在いる
その場所で調査します。

・病院などへ入院している人

・旅行出張などで一時的に
自宅を離れている人：3カ
月未満の場合は自宅で、3
カ月以上の場合は、その旅
行先等で調査します。

○ふだん住んでいるとみなさ
れる人

・仕事などの関係でたびたび
住居を移す人や定まった住
居のない人など、10月1日
の前後を通じて3カ月以上
にわたって住んでいる所も
住むことになっている所も
ない人：10月1日現在いる
その場所で調査します。

・病院などへ入院している人

・最近移ってきてまだ3ヵ月
になつていながら、10月1
日前後を通じて3ヵ月以上
にわたって住むことになつ
ている人：ふだん住んでい
るその場所で調査します。

・一人で1戸をかまえてい
る人は、一人で一つの世帯と
してしまします。

・一人で1戸をかまえてい
る人は、一人で一つの世帯と
してしまします。